

令和7年第7回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和7年12月9日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- | | |
|-------|--------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告
報告第 6号 令和6年度氷川町健全化判断比率等の報告について |
| 日程第 5 | 承認第10号 専決処分の報告及び承認について 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 6 | 議案第46号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第47号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第48号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第50号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第51号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第52号 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第11号）について |
| 日程第13 | 議案第53号 令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第54号 令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第15 | 議案第55号 令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第16 | 議案第56号 令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）について |
| 日程第17 | 認定第 1号 令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第18 | 認定第 2号 令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第19 | 認定第 3号 令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第20 | 認定第 4号 令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第21 議案第57号 令和6年度冰川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
 日程第22 議案第58号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
 日程第23 議案第59号 物品売買契約の締結について
 日程第24 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	小佐井めぐみ	2番	陳 野 智 美
3番	飯 田 健 二	4番	西 尾 正 剛
5番	清 田 一 敏	6番	長 尾 憲 二 郎
7番	上 田 俊 孝	8番	吉 川 義 雄
9番	片 山 裕 治	10番	米 村 洋
11番	木 下 厚	12番	三 浦 賢 治

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 畑 野 光 昭 書 記 三 好 裕 子

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 坂 逸 郎
教 育 長	西 村 裕	総 務 課 長	本 平 哲 也
企画財政課長	國 岡 信 吾	税 務 課 長	荒 尾 健 二
町 民 課 長	西 村 憲 志	福 祉 課 長	崎 岩 徹 弘
農 業 振 興 課 長	陳 野 国 司	農 地 課 長	坂 梨 俊 孝
建設下水道課長	白 丸 浩 二	地 域 振 興 課 長	村 上 弘 治
会 計 管 理 者	柿 本 宏 樹	学 校 教 育 課 長	増 住 豪 二
生涯学習課長	谷 岡 賢 一	代 表 監 査 委 員	島 田 博 行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和7年第7回冰川町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番、飯田健二君、4番、西尾正剛君を指名いたします。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（三浦賢治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの4日間といたします。ご異議ありませんか。

小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） すいません、初めて質問させていただきますが、常任委員会がこれまで開かれていなかったのは、ちょっと把握しているんですけれども、11月6日に行われた全員協議会の中で、議案の審議は常任委員会に付託するという方向で議員全体で話をしていたので、私もそのように把握をしているんですが、先日の議会運営委員会決定通知に、各議案は本会議で審議することと、常任委員会へ付託しないことで、※で令和8年12月議会より委員会付託予定であると決定がされておりましたが、その会議の中には私はもちろん参加しておりません。

全員協議会で話していた内容とは違いますので、その決定になった理由の説明を、議会運営委員会メンバー以外も半数いらっしゃいますので、私たちにもちょっと説明を頂ければと思いますので、常任委員会委員長にご説明をよかつたらお願いできればと思います。

○議長（三浦賢治君） 議会運営委員長、上田俊孝君、答弁をお願いいたします。

○議会運営委員長（上田俊孝君） 小佐井議員の質問にお答えします。

議会運営委員会で、メンバー6人、議長も含めて、一応今回は付託しないという形で、議運のほうで決定しましたので、以上です。

○議長（三浦賢治君） 小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君） 決定したのは通知で、私も承知していますし、全員協議会の申合せ事項でも、議会運営委員会の決定に反対しない旨のことが申合せ事項されていますので、反対してるわけではないんですけど、決定が全員協議会で話してた内容とはまた、逆のことに1年間決まった理由をご説明頂きたいんですけれども。

もし説明ができる方がほかに議運のメンバーでいらっしゃればその方でも大丈夫ですので、よかつたらよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 今回の議運にあたりまして、議会運営会のことで、当初常

任委員会、小佐井議員がおっしゃられることも検討しておりましたけれども、これまで、何て言えばいいかな、早く言うと今回、議会運営委員会に付託するということは、総務文教常任委員会と産業建設厚生常任委員会とそれぞれに分かることになります。

そしたら新人議員が今回お2人いるということで、産建は産建のこと、総務は総務のこと、ここしかある程度学ぶことというか、深く知ることができない期間というのができてしまうということが1つ目です。

2つ目は、やはりそういった常任委員会に付託をした時に、町長、副町長とかがいらっしゃらないで、これまで課長たちとの議論になることが主でした。

それが、課長たちの議論になっていく時に、やっぱこう、課長たちが検討しまで終わることが多々あります、そういったのが形式化していくのもどうなのかというところが2点目がありました。

3つ目はやはり新人の議員のお二方が入ったことで、全てを網羅してほしい、産建の分野も、総務文教の分野も、そしてこの会議の質疑のやり方であったりとか、そういったことを、全体的に考えてほしい時間を1年間とするということで、今回どうでしょうかということで決まったと私はそういうふうに認識しています。

○議長（三浦賢治君）　吉川義雄君。

○8番（吉川義雄君）　議会の日程については、議会運営委員会でかなり論議がありました。

私は、常任委員会に議案を付託し、そこで、詳細に審議すべきではないかということで委員会付託するということで発言をしたわけですが、今、飯田議員が言わされたように、他の委員会に所属していない議員が出席できないんじゃないかとか、いろんな話がありました。

また併せて、今発言がありましたように委員会にトップ、町長が出席しないじゃないかという話も出ました。

それで、それは委員会が出席要請すれば、長も出るようになってるんだと熊本市の話も私はそこでした。

しかし、最後は、議会運営委員会の採決で、3名賛成多数ということで決まったというのが経緯であります。

議運の委員長に対して、ぜひそこまで正確に説明を求められた時にはしてほしいと思います。一応経過です。

○議長（三浦賢治君）　小佐井めぐみ君。

○1番（小佐井めぐみ君）　私もなったばっかりですので、議員必携を見ながら勉強しているところなんんですけど、その中に書いてあるのは、常任委員会を設置する理由について、行政が複雑多岐となり高度の専門知識を必要とするようになったことに伴い、議会の審議がこれに対応できるように、専門化できるというメリットがあるため、常任委員会が設置されていると把握しておりますので、それを合同でやる場合はまた作業がより複雑になって、私たちにとっても負担になるのかなというのも感じます。

新人ですが、2年かけて、片方の常任委員会のことをしっかり学んで後半の2年でまた学べるようにという認識で、全員協議会のときも考えておりましたので、それを1年の間で両方一遍っていうことは、それだけ勉強する事項が増えるということにはなると思うし、常任委員会設置の必要性がこの必携にも書いてあることからも少しずれるのかなと思いますので、一遍にすること等はどうなのか

なという個人的な意見です。以上です。

○議長（三浦賢治君） 片山裕治君。

○9番（片山裕治君） 補足になりますけども、今吉川議員さんのほうからも説明がありましたとおりですけども、最終的には、1年間やってみましょうというような申合せで、議長も納得されて、議会運営委員会進んだと思います。

その点は、はっきり言ってほしいと思います。以上です。

○議長（三浦賢治君） 異議はないようなので、会期は本日から12月12日までの4日間に決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（三浦賢治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

ご報告申し上げます。この度、町村等の監査委員として、7年以上在籍され、監査事務に精励し、地方自治の振興発展に貢献された島田代表監査委員が、全国町村監査委員協議会より、全国町村監査功労者として表彰されました。島田代表監査委員のこれまでのご尽力に、心よりお祝いを申し上げます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第26条第1項の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告書が提出されていますので、ご報告いたします。

次に、今回受理した請願・陳情等はお手元に配布しました、請願・陳情等一覧表のとおりです。4件とも資料を配布をいたします。

次に、例月現金出納検査及び定期監査が実施され、その報告書が提示されていますので報告いたします。

次に、八代広域行政事務組合令和7年9月臨時会が開会され、会議録が提出されていますので、ご報告いたします。

なお、これらの報告書及び会議録は、議会事務局に保管しておりますので、ご自由に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 6号 令和6年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 5 承認第10号 専決処分の報告及び承認について 令和7年度氷川町一般会計補正予算（第10号）

日程第 6 議案第46号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第47号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第48号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第49号 氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第50号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第51号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 12 議案第 52 号 令和 7 年度氷川町一般会計補正予算（第 11 号）について
- 日程第 13 議案第 53 号 令和 7 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14 議案第 54 号 令和 7 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 15 議案第 55 号 令和 7 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 16 議案第 56 号 令和 7 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 17 認定第 1 号 令和 6 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 2 号 令和 6 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 3 号 令和 6 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 4 号 令和 6 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 57 号 令和 6 年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 22 議案第 58 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 23 議案第 59 号 物品売買契約の締結について
- 日程第 24 質問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（三浦賢治君） 日程第 4 、報告 6 号、氷川町健全化判断比率等の報告についてから日程 24 、質問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気のひとつ、大雪を過ぎ、日に日に寒さが増しておりますが、議員各位には、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は、令和 7 年第 7 回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆さま方には、大変お忙しい中にお繰り合わせ、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より町政の推進にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして、各種事務・事業も概ね順調に進捗をしており、心より感謝とお礼を申し上げます。

私どもの任期が始まって早いものでひと月が経過をいたしましたが、ご勇退をされました上田健一様と松田達之様には、永年にわたり町議会議員として、町の発展に寄与されましたことに改めて敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、米村前議長におかれましては、永年にわたり円滑な議会の運営にご尽力を頂き、誠にありがとうございました。今後とも、氷川町政の推進に向けて、ご協力をよろしくお願ひをいたします。

昨日の夜11時過ぎに三陸沖を震源とする地震が発生をいたしました。青森県八戸市で震度6強の揺れを記録をいたしておりまして、東北・北海道の一部で被害が発生をしておりまして、夜が明けまして、今後その被害の状況が判明していくものというふうに思っております。被災をされました皆さま方にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧を願っているところであります。

私どもの友好町であります大空町も、ちょっと心配がありましたので、松川町長に電話をいたしました。震度3を記録したというふうに聞いておりまして、今調査を行っているということでございますが、大きな被害はないだろうというお話をございました。

昨年8月9日付並びに本年6月13日付で熊本県町村議会議長会から熊本県町村会へ議員報酬の適正化に関する要請書が提出をされております。

県下の各町村の動向を踏まえつつ本町においてもさらなる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図る必要があるというふうに認識をいたしております。

11月15日に、8月豪雨災害を考慮して延期されておりました地蔵まつり造り物表彰式並びに花火大会が開催をされ、多くの町民の皆さまの参加を得て盛会に開催をされました。陳野議員には、MCも努めていただきまして、本当にお疲れさまでございました。

11月17日から20日まで、全国町村長大会をはじめ全国組織の大会へ参加するとともに、政府要望を行ってまいりました。全国町村長大会には高市総理も出席をされ、物価高騰対策を含む積極財政に向けた地方交付金を増額する旨の挨拶があり、満場の拍手が湧き起こったところでございました。

一昨日の氷川町福祉大会への出席はありがとうございました。大会運営並びに体験発表に中学生・高校生・大学生や関係団体の皆さまが参画をして頂き、有意義な大会となりました。

ふるさと納税につきましても順調でありますと、11月末現在で5万1,912件、8億1,268万2,658円の寄附を頂いております。昨年の同時期に比べますと約倍という金額でございまして、大変ありがとうございますと感じています。

また、企業版ふるさと納税も5件、220万円を頂いております。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは報告1件、承認1件、条例制定及び一部改正並びにその他8件、令和6年度一般会計及び特別会計決算認定5件、令和7年度一般会計及び特別会計補正予算5件、諮問1件でございます。

報告1号は、適正化に関する報告でございまして、後ほど課長から報告をさせます。

承認第10号は、専決処分した令和7年度一般会計補正予算（第10号）について、報告し承認を求めるものであります。

議案第46号から議案第49号は、人事院勧告に伴い一般職の職員、特別職及び会計年度職員の給与及び報酬等について、関係するそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第50号は、地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第51号は、行政手続に関する特定の個人を識別するための番号の利用等

に関する法律に準じ、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、令和7年度冰川町一般会計補正予算（第11号）でありまして、歳入歳出それぞれ5億6,808万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億4,641万4,000円とするものでございます。

歳入の主な項目は、国庫支出金、寄附金、繰入金で、歳出の主な内容は、8月豪雨災害対策費、障害者福祉費、ふるさと納税事業関連費であります。

議案第53号は、令和7年度冰川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ20億2,067万円とするものでございます。

歳入の主な項目は、県補助金で、歳出の主な内容は、会計年度職員人件費であります。

議案第54号は、令和7年度冰川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ17億1,795万3,000円とするものであります、歳入の主なものは、国庫支出金並びに繰入金で、歳出の主な内容は、制度改革対応委託料及び会計年度職員人件費であります。

議案第55号は、令和7年度冰川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ2億6,006万円とするものであります、歳入の主なものは、繰入金、歳出の主な内容は、会計年度職員の人事費であります。

議案第56号は、令和7年度冰川町下水道事業会計補正予算（第4号）でありまして、職員の人事費に係る補正であります。

認定第1号から議案第57号は、令和6年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定について、監査委員の意見書を付して認定に付すものであります。

議案第58号は、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号は、物品売買契約の締結について、冰川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議決を経るものであります。

諮問第3号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきまして、担当課長に説明をさせますので、宜しくご審議を頂き、円満なるご決定とご承認を頂きますようお願い申し上げまして、挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三浦賢治君） これから、報告第6号から順次、詳細説明を求めます。

企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 報告第6号、令和6年度冰川町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度冰川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告するものです。

1ページをご覧ください。

令和6年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しています。

この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に、迅速な対応がとれるよう関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。

初めに、指標の実質赤字比率ですが、これは一般会計における実質赤字の標準財政規模に対する比率を表すもので、本町では赤字決算ではございませんでしたので、今回ハイフンで表示をしております。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは、下水道事業会計なども含む全会計を対象とした、実質赤字比率を表すものになりますて、赤字決算ではございませんでしたので、ハイフンで表示をしております。

次の実質公債費比率は、標準財政規模に対する一般会計が負担する地方債の元金償還金等の比率になりますて、過去3か年の平均で求めるようになっております。

令和6年度は前年度から0.3ポイント減少し、13パーセントとなっております。

次に、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対し、どの程度あるかを表す比率で、前年度の7.9パーセントから1.8ポイント増加し、9.7パーセントとなっております。

以上、全ての指標が早期健全化基準を下回っており、本町の財政状況は、健全な状態にあると言えます。

次に、令和6年度氷川町資金不足比率ですが、下水道事業会計の健全度がどの程度の水準にあるかを表す比率になりますて、資金不足がなかったため、ハイフンで表示しております。これで、報告第6号の説明を終わります。

続きまして、承認第10号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年12月1日付けで、専決処分した事件について、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

予算資料の1ページをご覧ください。

専決第10号、令和7年度氷川町一般会計補正予算（第10号）になります。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ32万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,832万8,000円とするものです。

歳出につきまして、ご説明いたします。7ページをお願いいたします。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、補正額4万円は、本年11月に町内で発見された身元不明の遺骨につきまして、行旅病人及び行旅死亡人取り扱い法第9条の規定に基づき、身元を明らかにする必要があることから、その手続に必要な官報への広告掲載料と、検案書作成手数料を計上するものです。

45款、教育費、15項、中学校費、10目、教育振興費、補正額28万5,000円は、12月13日に沖縄県で開催予定の、第26回創造アイデアロボットコンテスト九州地区中学生大会へ、竜北中生徒4名の出場が決定したため、大会出場に係る旅費を計上するものです。

次に、歳入につきましてご説明いたします。6ページをお願いいたします。

90款、5項、5目、繰越金、補正額32万5,000円を、今回の補正予算の財源として充当するものです。

以上が、専決第10号の内容になりまして、今回は緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。これで、承認第10号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第46号から議案第51号まで続けてご説明させていただきます。

初めに、議案第46号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の職員の給与について、国家公務員に準拠した取扱いとするため、関係規定を整備する必要があるものです。

令和7年人事院勧告の概要としましては、行政課題の複雑化や多様化厳しい人材獲得競争を踏まえ、官民給与の比較方法をこれまでより規模の大きな企業と比較した上で、民間給与との格差を埋めるため、全体給料表月額を引上げ、一時金、いわゆるボーナスの支給月数を年間4.6月分から4.65月分に0.05月分引き上げる勧告となっております。

主な改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。7ページをお開きください。

第1条関係で、第8条の3第2項第2号の通勤手当を片道10キロメートル以上から5キロ刻みで60キロメートル以上までを改め、8ページの第13条宿日直手当を4,400円から4,700円に改めるものです。

第14条の職員の期末手当の支給率100分の125を100分の127.5に改め、9ページの定年前再任用短時間職員については、100分の70を100分の72.5に改めるものです。

また、第15条の職員の勤勉手当の支給率、100分の105を100分の107.5に改め、定年前再任用短時間職員については、100分の50を100分の52.5に改めるものです。

併せまして、10ページから記載のとおり、行政職給料表を改定し、給料月額を引き上げるものとなっております。

なお、通勤手当、宿日直手当及び行政職給料表の改定につきましては、令和7年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当については、令和7年12月1日から適用するものとなっております。

次に、24ページをご覧ください。

第2条関係で、第14条の職員の期末手当の支給率100分の127.5を、100分の126.25に改め、定年前再任用短時間職員については、100分の72.5を、100分の71.25に改めるものです。

また、第15条の勤勉手当の支給率100分の107.5を100分の106.25に改め、定年前再任用短時間職員については、100分の52.5を100分の51.25に改め、令和8年4月1日から適用するものとなっております。

これで、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるもので

す。提案理由としましては、令和7年人事院勧告及び氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う、町長等の期末手当の支給率を改定するため、関係規定を整備するものでございます。

改正内容としましては、期末手当の支給月数を年間3.25月から3.3月分に0.05月分引き上げるものでございます。

改正の内容を新旧対照表でご説明いたします。2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条関係で第4条の期末手当の支給率100分の162.5を100分の167.5に改め、令和7年12月1日から適用するものでございます。

また、第2条関係で第4条の期末手当の支給率100分の167.5を100分の165に改め、令和8年4月1日から適用するものでございます。

これで、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるもので

す。提案理由としましては、令和7年人事院勧告及び氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う議会議員の期末手当の支給率を改定するため、条例の関係規定を整備する必要があるものでございます。

改正内容としましては、期末手当の支給月数を年間3.25月から3.3月分に0.05月分引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条関係で第6条第2項の期末手当の支給率を100分の162.5から100分の167.5に改め、令和7年12月1日から適用するものでございます。

また、第2条関係で期末手当の支給率を100分の167.5から100分の165に改め、令和8年4月1日から適用するものでございます。

これで、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、令和7年国の人事院勧告及び氷川町一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う、一般職の任期付職員の期末勤勉手当の支給率を改定するため、関係規定を整備する必要があるものでございます。

改正内容としましては、期末勤勉手当の支給月数を年間3.65月分から3.7

月分に0.05月分引き上げるものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。2ページの新旧対照表をご覧ください。

第1条関係で第10条第2項の特定任期付職員の期末手当の支給率、100分の95、100分の97.5に勤勉手当の支給率、100分の87.5を100分の90に改め、令和7年12月1日から適用するものでございます。

また、第2条関係で、3ページの期末手当の支給率、100分の97.5、100分の96.25に、勤勉手当の支給率100分の90を100分の88.75に改め、令和8年4月1日から適用するものでございます。

これで、議案第49号の説明を終わります。

次に、議案第50号、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、技能労務職員の部分休業に関する規定を改正する必要があるものです。

改正内容を新旧対照表でご説明いたします。2ページの新旧対照表をご覧ください。

第12条第2項中、勤務時間の全部または1年につき町長が指定する時間を超えない範囲内の時間で部分休業の取得ができるよう新たに規定をするもので、公布の日から施行いたします。

これで、議案第50号の説明を終わります。

次に、議案第51号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、番号法第9条第2項におきまして、地方公共団体は社会保障、地方税または防災に関する事務、その他これらに類する事務において、マイナンバーを利用するためには、条例に規定する必要があるものでございます。

主な改正内容としましては、標準化移行後にマイナンバーを独自利用する事務について整理し、規定し直すものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をいたします。4ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項に、町の住民基本台帳に記録されていない、いわゆる住登外者の情報に関する規定を追加しております。

また、第4条及び次のページの第6条での別表におきまして、マイナンバーを独自利用する事務について整理し、規定しているもので、公布の日から施行するものとなっております。

これで、議案第51号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第52号、令和7年度氷川町一般会計補正予

算（第11号）についてご説明いたします。

令和7年度氷川町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,808万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億4,641万4,000円とするものです。

第2条では、債務負担行為の追加による補正を計上し、第3条では、地方債の変更による補正を計上しております。

歳出の主なものにつきまして、ご説明いたします。13ページをお願いいたします。

5款、5項、5目、議会費、補正額12万8,000円は、令和7年度の人事院勧告による期末手当の支給率改定により増額するものです。

10款、総務費、5項、総務管理費、10目、財産管理費、10節、需用費、77万3,000円は、今年度寄附を頂きました河原地区内の寄附受納地117m²を活用し、薩摩堰公園の駐車場として、整備を目的に計上するものです。

14ページをお願いします。

15目、企画費、補正額1億円は、11月までのふるさと氷川応援寄附額の実績から、今年度の寄附額を10億円と見込み、その返礼品代等を含む委託料を増額するものになります。

30目、情報推進費、補正額1,076万7,000円は、自治体システム標準化の導入時期を延伸するため、今年度残り3カ月分の委託料を増額するもので、県内の多くの市町村で導入後にトラブルが発生している状況に対応するものです。

85目、ふるさと氷川応援基金費、補正額2億円は、ふるさと氷川応援寄附額の増額に伴い、基金積立金を増額するものです。

16ページをお願いします。

15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料、297万3,000円は、自治体システム標準化の導入時期の延伸に伴い、住基ネットシステムサポート委託料の増額と、民法改正による戸籍システム改修委託料を計上するものです、17ページをお願いします。

15、款民生費、5項、社会福祉費、15目、障害者福祉費、19節、扶助費、3,322万2,000円は、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、予算不足が見込まれるため増額するものです。

財源につきましては、国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合になります。

22節、償還金利子及び割引料の761万6,000円は、前年度事業実績に伴う国庫・県費負担金余剰金の返還金になります。

18ページになります。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料、131万8,000円は、放課後児童クラブ健全育成事業において、国の補助基準額の改正に伴い増額するものです。財源につきましては、国・県・町それぞれ3分の1の負担割合になります。

19節、扶助費の95万円は、本年度で事業が終了となる出産・子育て応援給

付金において、事業費が確定したことにより、30万円減額するものと、本年度から事業開始した、妊娠のための支援給付費においては、申請者の増加が見込まれることから、125万円を増額するものです。財源につきましては、全額国費となります。

22節、償還金利子及び割引料の92万7,000円は、前年度事業実績に伴う国費・県費負担金余剰金の返還金になります。

19ページをお願いします。

10項、児童措置費、7節、報償費、130万円は、すこやか赤ちゃん出産祝い金の当初予算計上不足により増額するものです。

15目、保育所費、補正額245万円は、前年度事業実績に伴う国庫補助金余剰金の返還金になります。

15項、福祉センター費、5目、宮原福祉センター費、補正額151万5,000円は、燃料費等の単価高騰による予算不足が見込まれるため増額するものです。

20ページをお願いします。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、35目、母子公園費、補正額899万円は、8月豪雨により被災した桜ヶ丘墓地公苑地内の法面復旧に係る測量設計業務委託料になります。財源につきましては、災害対策債を活用とするものです。

21ページになります。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、補正額1億9,698万1,000円は、8月豪雨により被災した農業用機械や施設の復旧支援事業補助金と、畠表の張り替え助成事業補助金は、利用者の増加が見込まれるため、それぞれ増額するものです。

また、い草畠表生産体制強化支援対策事業補助金では、99万円減額するもので、豪雨で被災した農業用機械が修繕不能となったため、1件の事業取下げによるものです。

農業次世代人材投資事業補助金の150万円は、令和8年度上半期の前倒し要望に対応するため計上するものと、園芸産地における事業継続強化対策補助金、847万1,000円は、災害に強い産地形成を目的としたいちごの高設育苗架台の導入に係るもので、財源につきましては、いずれも全額国費負担となります。

22ページをお願いいたします。

30款、5項、商工費、15目、観光費、補正額46万9,000円は、野津交流館のエアコンが落雷被害により修繕不能となったため、更新するものです。

20目、竜北公園費、補正額72万円は、公園内の給水ポンプ基盤が落雷被害により損傷したため修繕を行うものです。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、10節、需用費修繕料の149万6,000円は、西部小学校の電話交換機の経年劣化により更新を行うものです。

23ページをお願いします。

14節、工事請負費の1,152万5,000円の減額は、竜北東小学校低学年棟屋根防水改修工事と、宮原小学校給食棟解体工事の完了に伴う執行残を計上するものです。

24ページをお願いします。

55款、5項、公債費、5目、元金、補正額120万4,000円は、熊本地震

の災害援護資金貸付け金の元金に係る今年度償還金を計上するものです。

次に、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。9ページのほうをお願い致します。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫負担金、10節、障害者支援給付費負担金1,582万5,000円は、障害福祉サービス費の増額に伴う2分の1の財源になります。

10ページになります。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、補正額791万2,000円は、障害福祉サービス費の増額に伴う4分の1の財源となります。

10項、県補助金、20目、農林水産業費県補助金、補正額1億3,898万1,000円は、農業用機械等の復旧等支援事業費の増額に伴う財源であります。

農地利用効率化等支援交付金で1億3,000万円を増額するほか、それぞれの歳出事業費に合わせた財源の増額をするものです。

11ページになります。

80款、5項、寄附金、5目、一般寄附金、補正額2億円は、ふるさと氷川応援寄附額の増額に伴い追加計上するものです。

20目、災害復旧費寄附金、補正額230万円は、8月豪雨災害に係る寄附金の11月までの実績により増額するものです。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、10目、財政調整基金繰入金、補正額1億8,000万円は、今回の補正予算の財源とするものです。

資料は12ページのほうをお願いいたします。

99款、5項、町債、補正額合計1,850万円は、説明欄に記載しております事業の財源とするものです。

資料のほうは、5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正になります。

広報氷川印刷製本を追加し、期間は令和8年度まで、債務負担行為の限度額は437万7,000円とするものです。

続きまして、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正になります。

衛生債、教育債、災害復旧債のそれぞれの限度額を変更するものです。以上で、議案第52号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第53号、令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

令和7年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,067万円とするものです。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

30款、3項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、1節、報酬15万2,000円と、3節、職員手当等12万1,000円は、人事院勧告による給与改定に伴う会計年度任用職員の入件費増額分として計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、10節、特別交付金27万3,000円は、歳出の増額分を県から交付されるものです。

これで、議案第53号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君） 議案第54号、令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

令和7年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ121万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,795万3,000円とするものです。

7ページをお願いします。歳出を説明いたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料87万8,000円につきましては、介護保険制度改正に係るシステム改修費です。

5款、総務費、15項、介護認定審査会費、5目、認定調査費、1節、報酬33万5,000円は、会計年度任用職員4名分の今年の4月に遡る給与改定に伴う補正でございます。

次に、6ページにお戻り頂き、歳入は、15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費補助金、5節、現年度分43万8,000円は、先ほど歳出でご説明いたしましたシステム改修分となります。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、その他一般会計繰入金、5節、事務費繰入金77万5,000円は、会計年度職員給与改定分などの歳出分に関する計上でございます。

これで、議案第54号についての説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 議案第55号、令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

令和7年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,006万円とするものです。

歳出について説明いたします。7ページをご覧ください。

15款、保健事業費、5項、健康保持増進事業費、10目、健康増進事業費、1節、報酬14万2,000円は、人事院勧告による給与改定に伴う会計年度任用職員の人工費増額分として、8節、旅費5,000円は、同じく通勤手当増額分として計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。6ページをご覧ください。

20款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、5節、事務費繰入金14万7,000円は、歳出の増額分を一般会計から繰り入れるもので。

これで、議案第55号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第56号、令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

令和7年度氷川町下水道事業会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。

第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、支出に63万5,000円を追加し、支出合計5億3,019万2,000円とするものです。

収益的支出の主なものについて説明いたします。4ページをご覧ください。

1款、公共下水道事業費用、1項、営業費用、4目、総係費に63万5,000円を計上しています。

これは人事院勧告の支給率改定に伴う職員の給与及び手当等が不足するため、今回増額するものです。

これで、議案第56号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 認定第1号、令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度氷川町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものです。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承願います。

これで、認定第1号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 認定第2号、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にて説明いたしますので、ご了承願います。

これで、認定第2号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 福祉課長、尾崎徹君。

○福祉課長（尾崎徹君） 認定第3号、令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、合同委員会にてご説明いたします。

これで、認定第3号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 認定第4号、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するも

のでございます。

内容につきましては、合同委員会にて説明いたしますので、ご了承願います。

これで、認定第4号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第57号、令和6年度氷川町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

地方公営企業法第32条第2項の規定による議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和6年度氷川町事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付するものでございます。

以下、内容は合同委員会にてご説明いたしますので、ご了承ください。

これで、議案第57号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 議案第58号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページの新旧対照表をご覧ください。

変更内容としましては、規約第3条第10号に規定します、住民の交通災害見舞金に関する共同処理する事務から、菊池市が令和8年3月31日をもって脱退するため、事務を変更し、規約の一部を変更するものでございます。

令和8年4月1日から施行するものです。

これで、議案第58号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 企画財政課長、國岡信吾君。

○企画財政課長（國岡信吾君） 議案第59号、物品売買契約の締結について、ご説明いたします。

本議案は、学習者用ノートパソコン機器等について、物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、町内小学校3校の児童用タブレット363台が、更新時期を迎えたため、機器等の更新を行うものです。

契約金額は2,096万3,250円、契約の相手方は、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生様とするものです。

なお、入札日は11月20日に執行し、仮契約を11月27日に行っております。

提案理由につきましては、学習者用ノートパソコン機器等物品売買契約の締結については、氷川町議会の議決をするべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要ですので提案するものです。

これで、議案第59号の説明を終わります。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諸問第3号について、ご説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町鹿野337番地5、氏名、中島順子、生年月日、昭和32年2月18日生まれでございます。

同氏は、大学卒業後、保育士として長年にわたり幼児教育に従事をされ、その功績が認められ、平成23年には厚生労働大臣感謝状、平成26年には瑞宝単光章の叙勲を授与されております。

保育士としての経験と温厚誠実な人柄、また地域に精通されており、人権擁護委員としての活躍が期待できますので、推薦することについて、意見を聞くものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦賢治君） ここで、暫時休憩をしたいと思います。

10分間の休憩をしたいと思います。

-----○-----

午前11時07分

午前11時17分

-----○-----

○議長（三浦賢治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算の認定について、監査委員から、審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） それでは、令和6年度の決算審査を実施しましたので報告いたします。

なお、5年度より下水道事業特別会計が公営企業会計へ移行されていますので、別々の審査報告となります。

それでは、令和6年度氷川町一般会計及び特別会計等歳入歳出決算審査意見書をお開き頂き、28ページをご覧ください。

審査の結果及び意見としまして、令和7年7月11日付で町長より審査に付されました、令和6年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、7月16日から7月30日までのうち8日間、審査を実施しましたので、その結果及び意見を申し上げます。

各会計歳入歳出決算書及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、各課より提出された主要な施策の成果に関する調書ほか関係書類をもとに各担当課の事業内容及び事務処理等について、聴取しながら審査を実施いたしました。

提出された決算書書類はいずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めました。

続きまして、1の予算の執行について意見を申します。

なお、金額については、1,000円未満の端数は切捨てて説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第1表に記載しているとおり、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の合計は、歳入が137億2,569万円。

歳出は127億1,612万円となっています。

歳入の収入率は、第2表のとおり合計で調定額に対して99.6パーセントであり、歳出の執行率は、3ページの第3表のとおり、合計で予算現額に対して95.6パーセントで、翌年度への繰越し額1億5,252万5,000円を差し引いた

執行率は96.7パーセントとなっています。

同じ第3表の歳出の各会計ごとの執行率は、一般会計が95.1パーセントで、翌年度への繰越し額を差し引いた執行率は96.7パーセントであり、国民健康保険特別会計96.8パーセント、後期高齢者医療特別会計98.6パーセント、介護保険特別会計96.4パーセントとなっています。

最終ページの28ページに戻っていただきまして、予算の流用につきましては、一般会計で款間流用が1件、節間流用が8件発生していて、予算の計上漏れが原因と思われます。

今後は予算計上に当たっては、よく精査し、計上漏れがないよう留意をお願いしたいと思います。

なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、2の財政運営について報告いたします。

各会計の実質収支については、4ページ以降の各会計の実質収支の状況の表に記載しているとおりであります。

11ページをお開きください。

第14表の財政指標に記載のとおり、一般会計の実質収支比率は、令和5年度の9.0パーセントから令和6年度は0.8パーセント増加して、9.8パーセントとなっています。

総務省が発表しています、令和7年版地方財政白書の令和5年度決算における全国市町村の平均5.0パーセントを上回っていて、望ましいとされている3パーセントから5パーセントを上回っている状況であります。

次に、同じ第14表に記載の財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は、令和6年度は93.4パーセントで、令和5年度の99.9パーセントより6.5パーセント減少しておりますが、いまだ財政の硬直化の状況であると思われます。

参考までに、総務省が発表しています、令和7年版地方財政白書の令和5年度決算においては、全国の市町村の平均は93.1パーセントとなっています。

下から2項目めの財政力指数は、令和6年度0.28パーセントで、令和5年度と増減はありません。

ページが少し戻りまして、3ページの別表1及び別表2をご覧ください。

各会計の自主財源であります町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の不納欠損額及び収入未済額を掲載しています。

別表1の不納欠損額については、令和5年度と比較して、町税及び後期高齢者医療保険料は、減少していますが、国民健康保険税と介護保険料は増加をしています。

また、別表2の収入未済額については、令和5年度と比較して、全ての会計において増加をしている状況です。

税の公平性と制度の安定的な運営のため、引き続き収納率の確保に努めていただきたいと思います。

次に、ページが飛びまして、25ページをご覧ください。

令和6年度氷川町基金運用状況の審査を報告いたします。3の審査の結果としまして、地方自治法第241条の規定に基づき設置された各基金が確実かつ効率的に運用されているかを審査したところ、計数的にも運用方法についても適正かつ正確であったことを報告いたします。

各基金の令和6年度中の増減については、次の26ページに掲載をしていま

す。後ほどご覧頂きたいと思います。

今後も産業の振興、生産年齢人口の増加や定住化等に努め、課税客体の増加に努力されることを望み、将来にわたり安心で安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査報告を終わります。

続きまして、令和6年度下水道事業会計決算について審査報告をいたします。

令和6年度氷川町下水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

金額及び水量等につきましては、一般会計等の審査報告と同じく1,000未満の端数は切捨てて説明させていただきます。

1ページをお開きください。

去る7月16日と7月17日の2日間、審査を実施いたしました。

審査に当たっては、氷川町監査基準に準拠し、令和7年7月11日付で町長より審査に付されました、令和6年度下水道事業会計決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が関係法令に準拠して作成され、その係数が正確であるかかつ経営成績及び財政状況を適正に表示しているかを着眼点として、関係帳票類及び証憑書類の照合及び関係課等からの聞き取り調査を行い、検証をいたしました。

更に係数の分析を行い、地方公営企業法第3条の経営の基本原則にある、企業の経済性の発揮及び公共の福祉の増進に向け、効率的に事業運営されているかを主眼に考察いたします。

審査の結果としまして、審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、関係帳票類と係数も一致し、下水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認められます。

なお、令和5年4月1日に地方公営企業法の規定を一部適用したことに伴い、下水道事業が地方自治法の特別会計から地方公営企業法の公営企業会計に移行したことにより、令和4年度までの係数と単純な比較はできないことから、業務実績を除き、原則として令和4年度以前との数値の比較は行わないこととしました。

次に、2ページをお開きください。

審査の意見としまして、氷川町の下水道事業は、宮原処理区は、合併前の宮原町において、昭和55年に供用開始し、積極的な整備を実施された結果、下水道水洗化率が98.9パーセントに達しております、竜北処理区においても、平成14年に供用開始し、平成29年度には下水道の整備をほぼ終了された結果、竜北処理区の下水道水洗化率は66.5パーセントに達しています。

なお、氷川町全体での下水道水洗化率は79.9パーセントとなっているところです。

今後の事業としては、施設整備から維持管理へと転換していく、宮原処理区の施設では、供用開始から44年が経過し、管渠等の老朽化が進む腐食等による不明水の流入が見られ、今後、老朽化対策が大きな課題となってくると思われます。

また、宮原浄化センターの老朽化対策として、広域化・共同化の観点から、八代北部流域浄化センターへの編入に向けた準備が進められていますが、編入後も、宮原処理区内の下水道施設の老朽化対策は必要であると思われます。

更に下水道事業取り巻く状況は、人口減少等により、下水道使用料の增收が見

込まれないことと、下水道施設の老朽化への対応等、下水道経営は厳しい状況にあると考えられます。

次に、審査の概要では、3ページの表第1で、施設及び業務の概要について前年度と比較をして掲載しております。

接続人口の減少に伴い、接続率も僅かですが減少しています。

また、汚水処理量は124万立方メートルで、前年度に比べ6万1,000立方メートル増加していますが、有収水量は99万立方メートルで、前年度に比べ1万9,000立方メートル減少し、有収率も、前年度に比べ5.8ポイント減少していく、79.9パーセントとなっています。

同じく3ページの予算の執行状況につきましては、表第2で収益的収入及び収益的支出を掲載しています。

収入の決算額は、予算現額に対して807万5,000円収入増となり、支出では、予算現額に対して繰越金の2,000万円を差し引いた決算額の不用額は、4,408万1,000円となっています。

次の4ページの表第3では、資本的収入及び資本的支出を掲載しています。

収入の決算額は予算現額に対して、2,477万1,000円の収入減となり、支出は予算現額に対して繰越し額の1,600万円を引いた決算額の不用額は1,942万7,000円となっています。

次に、同じ4ページの下段の3経営成績については5ページの表第4と6ページの表第5に収益と費用について、前年度以前との対比表を掲載していますが、今回は、令和4年度以前の数値の表示はありません。

また、6ページの経営分析については、7ページの表第6の経営分析で各項目の状況を示しています。

こちらも令和4年度以前の数値の表示はありません。

項目aの有収率については79.9パーセントとなっていて、前年度より5.8ポイント減となっています。

この有収率は、処理した汚水量のうち、使用料の対象となる有収水量の割合であり、有収率が高いほど効率的で不明水が少ないとになります。

また、項目bの環境老朽化率は、宮原処理区が供用開始から44年経過していますが、法定耐用年数の50年に達していないことから、前年度同様、0パーセントとなっています。

下から2項目目のIの経費回収率については、64.8パーセントで、前年度より15.4ポイント減となっています。100パーセント未満の場合は、雨水処理にかかる経費が使用料以外の収入で賄われていることとなるため、下水道への接続率向上による使用料の増加や、費用の節約により、一般会計からの繰入額を少しでも、抑える必要があると思われます。

次に、9ページをお開きください。

4財政状況につきましては、表題7で、令和6年度末と5年度末を比較した貸借対照表を掲載しています。

内容については、説明を省略させていただきます。

次に、11ページをお開きください。

表第8で財務比率を掲載しています、固定比率及びその下の固定資産対長期資本比率はともに、前年度に比べ改善はされていますが、100パーセントを超えています。

こちらは、下の指標の説明にありますように、100パーセント以下が望ましいとされています。

また、流動比率及び当座比率はともに、こちらも前年度に比べ改善はされていますが、100パーセントを下回っていて、良好な経営とは言えないことから、今後改善の必要があると思われます。

次に12ページをお開きください。

表第9の未収金につきましては、令和6年度末において、令和6年度分と令和5年度以前分の合計で1,233件の420万1,000円となっていますが、参考として表の1番右の6月30日現在では339件の98万8,000円となっています。

その下の表第10は、下水道使用料及び受益者負担金の不納欠損処分で、5年経過し、消滅時効となった金額を掲載をしております。

以上で、令和6年度の下水道事業会計決算についての審査報告を終わります。

○議長（三浦賢治君） これから、質疑を行います。

承認第10号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第46号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第47号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第48号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第49号について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第50号について、質疑ありませんか。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 今回、いろいろ働き方改革とかいろんなものがあつて中で、町長で、改正により休暇体制制度が変わつていうことになりますけれども、主に学校現場での用務員さんたちのことかなと思ってるんですけども、対象となる職員数はどれくらいで、勤務の実情どのような影響が生じるのか、また、学校現場での業務体制やその方が休まれた時の代替体制などはできているのか、町の職員皆さまの認識を伺いたいと思います。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 議員ご質問の一応、学校関係の用務員さんについてで、現在の各学校にお1人ずついらっしゃいます。5名ですね。あと代替つていいですか、そっちのほうは特にはやってございません。

○議長（三浦賢治君） 坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今回この技能労務職員の対象になられる方は、給食調理員のほうになってきますので、そちらのほうでご答弁頂ければと思います。

○議長（三浦賢治君） 学校教育課長、増住豪二君。

○学校教育課長（増住豪二君） 失礼しました。学校給食調理員ということで、該当するかと思います。

現在の12名の調理員いらっしゃいますが、調理の業務については、時間内に終了しておりますので、特にそういう措置のほうはございません。

○議長（三浦賢治君） 飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 要は、休暇をとる人が出てくるということは、必ずその人の代わりになる人が補填されてないといけないし、そういう環境が町としてちゃんとされてて、これ国から降りてきてる制度をこういう形で活用していくわけですから、町としてそこまでの準備ができているのかとかそういうことを伺いたかったなと思ってます。

○議長（三浦賢治君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議論が噛み合っていませんので、私から答えたいと思います。

技能労務職員は4名でございます。あとは会計年度職員でございます。

ですから、4名では調理はなかなかできません。

今10数名、先ほど言いましたとおり調理を行っておりますけども、そういうふた会計年度職員の力をかりて休める時には休むという、いわゆるローテーションを組んでいくということになりますので、今その体制がある程度整っておりますけども、更に、取りやすい環境をつくってあげようということでございますので、ぜひご理解を頂きたいと思います。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） では、質疑を終わります。

次に、議案第51号について、質疑ありませんか。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 今回マイナンバーを使える事務の一覧を国の制度に合わせて、最新化する条例改正だったというふうに理解しております。

その中で個人情報保護セキュリティについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

今回の改正により特定個人情報の利用範囲が広がることになりますが、個人情報保護の観点からどのような安全管理措置が講じられているのか示してください。

2つ目に、特定個人情報を取り扱う部署や職員は増えるのか、またそれに伴い新たな研修や内部監査の強化が必要になるのではないかということをお伺いします。

3つ目に、住基ネットを利用した情報照会の範囲が広がることで、ご紹介・ご提供のリスクが高まる懸念があります。チェック体制はどのようにしているのかお聞きします。

○議長（三浦賢治君） 総務課長、坂本哲也君。

○総務課長（坂本哲也君） 今飯田議員がご質問された中の、まず1点目の個人情報の保護に関しては、個人情報保護条例等ございますので、それに準拠した形で、対応していくきますので、そういう部分で担保されているものと思っております。

それと2点目は、今回、使う幅が広がるということで、お話があつてていると思いますが、今回の改正の内容としましては、今現状でも使つてゐる業務でございます。ただ、標準化が終わつておりませんので、標準化が終わりました後には、そのマイナンバーというのを利用した事務というのが、実際に出てくることになります。

現在は、マイナンバーを使つてない事務でありますけれども、今後そういった部分で使う形になってくるということで、幅が広がるというわけではないんですけれども、そういった部分が、今回のこの改正で国の許可をとつた上での対応ということになつてきますので、それに基づいた、マイナンバーの活用というのを、この中で規定することで、先ほど言つた個人情報の保護という観点からも、担保するというものになってくることになります。

それと住基ネットのほうについては、よろしいですか。

○議長（三浦賢治君） 町民課長、西村憲志君。

○町民課長（西村憲志君） 住基ネットにつきましては、当然町役場の庁内でも、使用・利用できる職員は限られておりまして、町民課の戸籍環境係と町民課の課長と課長補佐のみしか使うことができなくなつておりますので、そこら辺のチェック体制もあわせて、充実はしているかと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

次に、議案第52号について、質疑ありませんか。

飯田健二君。

○3番（飯田健二君） 今回の補正予算についてですけども、歳入歳出とともに5億6,800万円の増額であり、中でも今回豪雨災害復旧と福祉給付、ふるさと納税の積み立てが大きな柱となっているのかなと見ています。

そこで、今後町の財政運営効果に関わる点について、少し質問したいと思います。

まず、豪雨災害復旧についてです。

まず、農地農業施設の復旧費として約1億9,000万円、更に衛生部門、墓地公苑などを含めると、災害対策対応は全体で2億円を超える規模かなと思っております。

ここで質問です。この災害復旧事業費について、現在の進捗状況と工事完了の見通しはどうになっているのか、また農業者への影響を最小限にするための支援体制があれば、どのようにとつているのか伺います。

○議長（三浦賢治君） 農業振興課長、陳野国司君。

○農業振興課長（陳野国司君） 農業用機械・施設復旧等支援事業補助金につきまして、農業振興課から説明させていただきます。

前回の予算計上の際には内容の詳細まで掘めておりませんでしたので、全体事業費を1億円と想定し、町と国と県からの補助金、7,000万円を上げさせていただいたところです。

この事業につきましては、申請を受け付けており、ある程度の事業費が見えてまいりました。

結果として、総事業費として3億5,000万円程度上がつて來ております。

そのうち町、県、国で支払う補助金の金額が、2億5,500万円となります

で、今回、1億8,500万円を増額計上しているところでございます。

こちらにつきましては、申請を受け付け、現在県のほうで精査を受けているところでございます。

事業費につきましては、今後動くかもしれません、現在、そういった被災機械を修理などして営農を再開されたり、またほかの補助事業となりますけれども、消毒や施肥等をされまして、新たに経営を再開されている方もいらっしゃいます。

ただ、その中で機械類につきましては、メーカーやメンテナンス業者の対応がどうしても間に合わない状況もございまして、来年度に事業が繰り越すところもあると聞いております。

これからも、状況をしっかりと確認しながら、被災者の支援に向けて取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦賢治君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） これで、質疑を終わります。

次に、議案第53号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第54号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第55号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第56号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第58号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

次に、議案第59号について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦賢治君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時51分